

## ○酒田市スポーツ推進審議会に関する条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 206 号)

改正 平成 22 年 3 月 5 日条例第 3 号 平成 23 年 9 月 26 日条例第 18 号  
平成 28 年 3 月 3 日条例第 1 号

### (設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定により、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に酒田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (任務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 31 条及び第 35 条に規定するもののほか、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術、水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、スポーツに関する識見を有する者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

### (任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任することができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任するものとする。

### (会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表して議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

#### 附 則(平成22年3月5日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(酒田市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正)

6 酒田市スポーツ振興審議会に関する条例(平成17年条例第206号)の一部を次のように改正する。

第1条中「酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「本市」に改める。

第2条中「教育委員会の」を「市長(学校における体育に関する事項にあつては、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。))の」に、「教育委員会に」を「市長又は教育委員会に」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「教育委員会事務局」を「市民部」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

(酒田市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の酒田市スポーツ振興審議会に関する条例の規定によりなされた任命、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の酒田市スポーツ振興審議会に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成23年9月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月3日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(酒田市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日までに、この条例による改正前の酒田市スポーツ推進審議会に関する条例の規定によりなされた任命、手続その他の行為は、第6条の規定による改正後の酒田市スポーツ推進審議会に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。